

職場の皆さままでご閲覧ください！

～会社の未来は従業員の健康づくりから～ 「健康経営®」はじめませんか

健康経営とは？

従業員の健康を重要な経営資源ととらえ、企業の成長のために、従業員の健康づくりに企業が積極的・戦略的に取り組む経営スタイルのことです。
※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営の メリット

生産性の向上

リスクマネジメント

企業のイメージアップ

健康経営は「健康経営」宣言から始めましょう！

協会けんぽ長崎支部では、長崎県と共同で、「健康経営」に取り組む企業のサポートや、「健康経営」の普及に向けて、「健康経営」宣言事業を行っています。長崎県内の協会けんぽ加入の企業に、「健康経営」に取り組むことを宣言していただき、健診受診率の向上や職場での運動、禁煙など、「5つの取り組み」を進めていただくものです。協会けんぽも無料でサポートいたしますので、**ぜひ「健康経営」宣言事業にお申込みをお願いします。**

「健康経営」宣言事業へのお申込み方法

協会けんぽ長崎支部へ「健康経営」宣言事業の「登録票(※)」を郵送またはFAXにてご提出ください。宣言開始後、以下の進め方に沿って「5つの取り組み」に取り組んでいただきます。

※「登録票」及びパンフレットについては、協会けんぽ長崎支部ホームページ(健康づくり>「健康経営」宣言事業>「健康経営」とは?)からダウンロードいただくか、郵送いたしますので、企画総務グループの「健康経営」担当者までご連絡ください。

「健康経営」宣言事業のすすめ方

STEP 1

「健康経営」宣言事業への参加を申し込む

「登録票」に必要事項をご記入いただき、協会けんぽ長崎支部へご提出ください。

STEP 2

従業員の皆様に「健康経営」に取り組むことを宣言

宣言書をお送りいたしますので、社内に掲示する等お願いします。

STEP 3

「5つの取り組み」に取り組む

健診受診促進などの「5つの取り組み」へ取り組んでいただきます。

STEP 4

翌年度、「取り組み評価シート」を提出

「5つの取り組み」への取り組み内容を、アンケート形式で報告いただきます。

STEP 5

取り組み内容が優れた事業所様に「認定証」を交付

長崎県知事と協会けんぽ長崎支部長の連名による認定証を交付します。

「5つの取り組み」

- ①生活習慣病予防健診受診向上への取り組み
- ②健診受診結果による治療の徹底と保健指導の活用への取り組み
- ③事業所全体で継続的な健康増進や改善に向けた取り組み
- ④禁煙・受動喫煙対策に関する取り組み
- ⑤メンタルヘルスへの取り組み

特定保健指導を活用しましょう

協会けんぽでは、健康診断の結果から生活習慣病のリスクが認められた方に対し、保健師・管理栄養士が生活習慣の改善をサポートする特定保健指導を無料で行っています。保健指導の目的は、**将来元気に過ごしていただくために、自分の体の中で起こっている変化に気づいていただくこと**です。ご案内があった方は、ぜひご活用ください。

対象者

健康診断を受診した40才～74才の方で生活習慣病を発症するリスクが高い方

特定保健指導の流れ



※保健指導は、事業所様へ訪問し面談を実施する以外にも、健診機関で健診当日に行う方法や、情報通信技術(テレビ電話等)を用いて行う方法もあります。

事業所の担当者様へのお願い

健診後、保健指導の対象となる従業員がいる事業所様へご案内をお送りします。
対象の従業員様へお知らせいただき、特定保健指導の日程調整にご協力をお願いいたします。

健康保険委員の登録について

従業員の皆様と協会けんぽとの橋渡しの役割を果たす健康保険委員を募集しています。

長崎支部の適用事業所の被保険者様であればどなたでもご登録できます。

登録は無料です。

登録をされていない事業所様は、ぜひご登録をお願いいたします。

健康保険委員の役割

- ・健診や健康づくりの呼びかけ
- ・広報誌の掲示・回覧
- ・健康保険制度等の周知 など

※登録には「健康保険委員登録票」の提出が必要です。協会けんぽ長崎支部ホームページからダウンロードいただくか、お電話で取り寄せることも可能です。

上手な医療のかかり方に関するポスター、動画を作成しました

上手な医療のかかり方について、加入者の皆様に広く知っていただくため、ポスターと動画を作成しました。協会けんぽ長崎支部ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



メルマガ会員募集中!

- 保険料率の改定やセミナーのご案内などの最新情報
- 制度改正や法改正について
- 保健師・管理栄養士による健康コラム

など...

お得な情報満載でお届けします!

登録はこちら↓

